

基山町農業委員会会議録

平成29年7月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大石正人	出席	8	大久保敏幸	出席
2	西依義實	出席	9	梁井正義	出席
3	長野満夫	出席	10	舟木 壽	出席
4	大村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂本勇一	出席	12	簗原茂行	出席
6	熊本富雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井上忠雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第16号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第17号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2件

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 55分

平成29年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、11番委員と12番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第16号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。第16号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第16号議案1番朗読

この件につきましては、事業拡張につき資機材置き場を確保するため、農地転用を行うものです。申請理由につきましては、今後の新規事業の計画として約80棟分の部材購入を行うにあたり、現在の資材置き場の面積では不足するため、必要な土地約1,500㎡を確保すべく申請するものです。その他の候補地についても検討がされておりますが、所有者に耕作意欲があることで同意が得られませんでしたのでこの土地が選定されております。また、申請に際し、排水同意及び隣接農地の承諾は取れております。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分について周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えます。

場所は、6区公民館前の(株)ダイワに隣接した農地です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第16号議案1番について何かご意見はありませんか。

9番委員

地権者が亡くなられて、その息子さんが相続しているが仕事の関係上、転勤が多く農業ができない状況です。田については、8番委員に委託されております。屋敷の奥にお茶畑がありまして、そこを今回借主の事業者へ貸し出しをすることになりました。

場所的には一番奥で、他に迷惑をかけるところもなく、問題はないと思います。

13番委員

まだまだ周辺を使って事業拡大する可能性はありますか。

9番委員

これ以上は、周りに用地がないこともあり難しいのではないかとおられます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第16号議案1番については認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第17号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第17号議案1番朗読

1番は、貸し手の農業廃止による使用貸借権の設定です。期間は5年です。場所は、園部共乾南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

2番委員

この土地は、以前借りられていた方が亡くなられて、貸手と借手が親戚になり、その関係で耕作を引き受けた経緯があります。借手本人も体力があり、この土地の南側に自分の土地もあり問題ないと思われま。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第17号議案1番は計画決定したいと思います。

いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第17号議案2番から5番については同じ内容ですので、併せて事務局から説明をお願いします。

事務局

第17号議案2番から5番までは利用権の設定を受ける者が同じですので一括して説明いたします。

第17号議案2番から5番朗読

2番から5番に関しましては、平成29年2月の農業委員会時に計画決定をいただいております。期間を10年、中間管理機構への貸出期間としては一般的なものでしたが、融資の都合上、さらに5年の契約延長の承認をいただきたいというものです。場所は、2区田原線沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

前回と同様な内容ですのでいいと思いますが、気になったのですが、開始期間が平成39年からというのは良いのですか。

事務局

借主が融資を受ける際に13年間で返済をするという話になったのですが、10年間しか土地を借りていない場合、3年間の貸借の担保がないので、前回の10年間に加えて5年間の申請を行い併せて15年間の貸借とするものです。

9番委員

10年先の申請を出すのではなく、前回の10年間の申請を15年とする再審議という方法はとれなかったのですか。

事務局

事業そのものは進んでいるので、前に行った契約を一度解約して、再度、今回

の農業委員会で15年契約の承認を得るとなると、過去の3ヶ月間は、生きてはきますが、事務局としては5年プラスする方法が一番良い方法と考えます。中間管理機構と打ち合わせする中で、5年プラスする方法でよいと承諾を得たので、期間を足し算して15年間の貸借とさせていただいている状況です。

9番委員

10年先の契約は、法律上問題ないのか。

事務局

10年先の契約があつての5年継続なので問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第17号議案2番から5番は、計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案2番から5番は、全員一致で決定します。

次に、第17号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第17号議案6番は再設定のため朗読省略

6番は、期間満了による再設定です。期間は3年です。場所は、3号線宇佐美ガソリンスタンドとJR弥生が丘駅の間付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

10番委員

ここは、鹿児島本線の弥生が丘駅の東側の場所になり、作り手の方の自宅からは距離的に200メートルほどで、作っているのは自家消費用の野菜で、かぼちゃ、きゅうり等です。

作付していないところもありますが、耕して管理をしていますので問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第17号議案6番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9号1番説明

1番について、こちらは譲渡人が複数名になっておりますが、相続が済んでおりませんで、相続権がある方全員で書類を提出されておりましたのでこのような形になりました。なお、市街化区域の農地ですので、平成29年6月27日付けで受理通知書を送付しております。

場所は、コスモホール基山の駐車場のそば、JR線路線路側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

9番委員

この土地は、農協で管理していた家庭菜園の圃場になります。農協と地主との解約が出ております。その後、今説明がありましたように、まだ相続ができておりません。農協としては、早急に開発したいという意向だったので、今回のように相続者全員の申請をもらいこういう申請となりました。

以前は、家庭菜園ということでしたので地目上水田ですが、水利等も全く問題等ないということで理解しております。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第9号1番を終わります。次に、報告第9号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9号2番説明

2番について、こちらも市街化区域の農地ですので、平成29年6月27日付けで受理通知書を送付しております。場所は、八つなみ酒屋横の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

3番委員

この土地は、今畑作をしてあるところです。水利組合等は、高島団地にあり、そこの方に水利の権利があるようになっておりましたが、現在田はありませんので水利等に特に問題はありません。

あの土地は、団落ちの低い土地で、田を作れるような土地ではなく、宅地にしたいという話です。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第9号2番を終わります。これで本日の議案等は終わりましたが、全体をとおして何かありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年7月4日

署名人

議 長

委 員

委 員